

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成29年4月21日)

[件名]

- 1 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の改正について
(危機管理政策課) … 1
- 2 鳥取県国民保護計画の変更について
(危機対策・情報課) … 3
- 3 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画に関する認可について
(原子力安全対策課) … 5
- 4 原子力災害対策指針の改正について
(原子力安全対策課) … 10
- 5 平成29年度における原子力防災の普及啓発事業について
(原子力安全対策課) … 11
- 6 平成28年度原子力防災連絡会議の開催結果について
(原子力安全対策課) … 12
- 7 原子力災害時におけるバスによる緊急輸送等に係る鳥取県、島根県
及び中国5県のバス協会との協定の締結について
(原子力安全対策課) … 13
- 8 原子力環境センターの設置について
(原子力安全対策課) … 14

危 機 管 理 局

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例改正案のあらまし

平成29年4月21日
危機管理政策課

1 条例改正の経緯

平成21年7月に鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（以下「条例」という。）を制定し、平成23年の豪雪や豪雨などによる被害、他県における東日本大震災等の大災害の経験を踏まえ、平成26年4月に一部改正を行ったところである。

その後の平成28年4月熊本地震での支援経験や、平成28年10月の鳥取県中部地震、平成29年1月と2月の豪雪の被災経験や対応状況等を踏まえ、県では条例に盛り込むべき事項や強化すべき施策について、「鳥取県中部地震を乗り越える防災対策会議」や市町村実務担当者との意見交換会等を通じて検討を行い、次のとおり条例案の骨子を作成した。

2 条例改正のポイント

（1）「災害時支え愛活動」の推進

【改正趣旨】

昨年10月の鳥取県中部地震の際の地域住民相互の助け合い及び本年1月、2月の豪雪時に見られた沿線住民による立ち往生ドライバーへの食事の提供などのように、鳥取県らしい地域ぐるみの助け合い、支え合いの活動が災害対応として有効であったことを受け、この「災害時支え愛活動」を推進する。

【改正内容】

- 「災害時支え愛活動」に関する規定を次のとおり設ける。
 - ・ 地域の防災力を高めるため、鳥取県らしい人と人の絆を基調とした助け合い、支え合い及び住民、自主防災組織、NPO、事業者、行政等の多様な主体の協働や連携による災害時の支え合いの活動（以下「災害時支え愛活動」という。）を推進すること。
 - ・ 県、市町村の責務として、災害時支え愛活動を支援し推進すること。

（2）「支え愛避難所」への支援

【改正趣旨】

市町村の指定する避難所以外に、住民は町内会等が所有・管理している集会所等が近くで行き易く、日頃から気兼ねなく利用できることや、顔見知りが多く落ち着けるなどの理由から自主的に開設・運営されることも少なくないことから、このような避難が行われる集会所等を「支え愛避難所」として市町村は支援に努める。

【改正内容】

- 「支え愛避難所」に関する規定を次のとおり設ける。
 - ・ 町内会の集会所等、住民が自主的に設ける避難のための施設を「支え愛避難所」として位置づけ、市町村長は、支え愛避難所の開設があった場合には、安全性などを適宜確認するとともに必要な支援を行うよう努めること。

（3）自家用車等に避難した被災者の健康面への配慮

【改正趣旨】

熊本地震では避難中の体調悪化などによる「災害関連死」170人のうち、車中泊を経た後に死亡した者が少なくとも41人に上ったことや、鳥取県中部地震の際にも車中避難者を確認しており、車中避難者の健康リスクを軽減するため、市町村は避難所情報の提供や良好な環境の避難所の提供に努める。

【改正内容】

- 避難所ではなく自家用車等に避難した被災者の健康面への配慮についての規定を次のとおり設ける。
 - ・ 市町村長は、避難所ではなく自家用車等に避難した被災者の身体的、精神的負担を軽減するため、避難所の情報の提供や生活環境が良好な避難所の提供に努めること。

(4) 避難行動要支援者の避難支援体制づくりを地域ぐるみで促進

【改正趣旨】

避難行動要支援者の支援については、平成25年の災害対策基本法の改正趣旨を踏まえ、現行条例において避難行動要支援者名簿の情報共有や支援体制の整備について規定しているところであるが、支援体制づくりを一層推進するため支援関係者間の名簿情報の共有及び個別支援計画の作成を促進するとともに、地域住民が主体となって進める「支え愛マップづくり」等の取組を推進する。

【改正内容】

- 避難行動要支援者名簿の情報共有や、避難支援体制づくりに関する以下の規定を設ける。
 - ・市町村長は避難に支援が必要な人に係る個人情報の支援関係者における共有が進むよう、条例の制定等法制上の措置その他の必要な措置を行うよう努めること。
 - ・自主防災組織、民生委員、児童委員、消防機関等の支援関係者は、地域住民による支え愛マップ（平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、支援を必要とする者及びその支援者情報並びに避難所及び避難経路を盛り込んだ地図）づくり等の取組を通じて、避難行動要支援者に関する情報の共有や支え愛マップを活用した防災訓練の実施に努める。

(5) 要配慮者対策の強化

【改正趣旨】

熊本地震や鳥取県中部地震においても、高齢者、障がい者、外国人等の特に配慮を有する者（要配慮者）に対する避難情報の伝達や、避難所の生活環境の整備について課題があつたこと等を踏まえ、要配慮者に配慮することを防災及び危機管理の基本的な考え方方に盛り込む。

【改正内容】

- 要配慮者対策の強化についての規定を次のとおり設ける。
 - ・市町村長は、高齢者、障がい者、外国人等多様な人の特性に配慮して、避難情報の伝達や避難所の生活環境の整備等防災及び危機管理に関する各種対策を推進すること。

(6) 地域の防災リーダーの一層の活用

【改正趣旨】

災害時に地域の防災リーダーが十分に活動できるよう、平常時から地域の防災リーダーが地域住民への防災知識の普及、自主防災組織の育成支援などに積極的に取り組むことができる環境を整えるよう配慮する。

【改正内容】

- 地域の防災リーダーが十分に活動できる環境の整備を進める。
 - ・市町村長は、自主防災組織において指導的役割を担う者を育成及び確保し、その者が地域の防災力を高めるために積極的に活動できる環境を整えるよう配慮すること。

(7) 建築物の非構造部材の耐震性の確保

【改正趣旨】

東日本大震災や熊本地震、鳥取県中部地震では、避難所に予定されていた学校の体育館や不特定多数の者が利用するホールなどで、天井材や照明器具などの構造体以外の部材（非構造部材）の落下の被害が多数発生したことから、構造体以外の部材等の耐震性の確保についても必要な措置を講じるよう努める。

【改正内容】

- 構造体以外の部材等の耐震性の確保を促進する。
 - ・知事及び市町村長は、不特定多数の者が利用する公共性の高い施設について、構造体以外の部材等の耐震性の確保についても必要な措置を講じるよう努めること。

3 今後のスケジュール

- ・4月21日 常任委員会報告
　　パブリックコメント
- ・5月下旬 常任委員会報告（パブリックコメント結果概要の報告）
- ・6月 6月議会上程

鳥取県国民保護計画の変更について

平成29年4月21日

危機対策・情報課

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第34条に基づき作成している「鳥取県国民保護計画」について、国が示す基本指針の反映、各種対策の充実を目的として、次とおり変更を検討しています。

1 主な変更内容

(1) 国策定の「国民の保護に関する基本指針」の変更を踏まえた修正

県境を越える避難の場合で、避難先の都道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合は、安全確保の責務の明確化等のため、避難先の都道府県知事にその責務を委託することを明記

(2) 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の反映

福島事故を踏まえて修正された鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）によって対策を行うことを明記（県原子力安全顧問への収集要請、緊急時モニタリングの実施、安定ヨウ素剤の予防服用、避難退城時検査及び簡易除染の実施、O I L*（運用上の介入レベル）に基づく飲食物の摂取制限等の実施等）

* O I L (Operational Intervention Level)：避難や屋内退避等の防護措置の実施を判断するための放射線モニタリングなどの計測値の基準

(3) 弹道ミサイル対応

ア Jアラート（全国瞬時警報システム）による弾道ミサイル等の発射・避難情報について、国から新たに示された「発射予告がなく、我が国領土・領海へ影響する場合、影響地域に伝達される仕組み」を具体的に明記

イ 弹道ミサイル発射予告があった場合及び国からの確度の高い情報が提供された場合は、県の情報連絡会議等を開催し、体制や対応方針等を確認するとともに、市町村等関係機関と情報共有することを明記

ウ 弹道ミサイル発射に伴う被害情報の収集や消防庁への報告の手続きを明記

(4) 防災情報の提供の充実

住民等への情報提供手段として、あんしんトリピーメール、とりネット、とりったー、フェイスブック、Jアラート、エリアメール等の多様な広報手段を用いることを明記

(5) その他所要の変更（県や国の組織名の変更、法令の変更など）

2 計画策定経緯及び今後のスケジュール（予定）

平成17年7月 鳥取県国民保護計画作成

平成22年7月 鳥取県国民保護計画変更

平成29年4月下旬 パブリックコメントの実施（～5月中旬）

5月下旬 鳥取県国民保護協議会の開催（計画変更案の諮問）

6月 国への計画変更協議

■ 鳥取県国民保護計画の概要（平成 22 年 7 月）

○本文

- 鳥取県は、各種事態の特性を踏まえ、住民避難の規模と避難準備の時間的余裕度合いに応じて、県内の国民保護措置を総合的に推進する。
- 鳥取県国民保護計画は、本文では基本的考え方とその実施要領を記述し、別紙では各段階において実施すべき事項を計画する構成とする。
- 鳥取県東部地区又は西部地区（要避難地域・避難先地域除く）に、緊急物資集積地域を設定し、緊急物資を集積する。
- 避難住民等の運送は、原則として県が運送事業者である指定公共機関等と契約を締結し、運送手段の一元的運用を実施する。
- 避難所での炊き出し等の体制が整うまでの期間を 3 日間と想定し、その間は県・市町村の備蓄等による食品等を支給する。また、各家庭における 3 日間の備蓄を推奨する。

○別紙第 1 情報計画

- 鳥取県は、収集すべき情報を明確化し、情報の収集・分析等を行う組織の構成・運用・業務を有機的に総合・一体化し、情報収集活動等を適切に行う。
- 事態の進行や状況の変化に応じた適切な情報収集活動を行うために、国民保護対策本部に「情報班」を設置する。

○別紙第 2 平素の段階の計画

- 鳥取県は、武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施する段階においては、[1]国民保護に係る計画・体制の整備や情報収集、[2]各種計画の概要の作成、[3]国民保護関係機関・団体との連携強化、[4]国民保護に係る備蓄、訓練、広報等を行う。
- また、武力攻撃事態等の認定がない突発的な事態が発生した場合には、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、危機管理委員会等で対応する。

○別紙第 3 緊急避難段階の計画

- 鳥取県は、時間的余裕がない避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対して、退避又は避難を指示する。この際、住民の避難は、屋内への避難が中心となると想定される。

○別紙第 4 避難準備段階の計画

- 鳥取県は、避難措置の指示は出されていないが、県が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定される等、危険性・緊張が高まった段階においては、[1]国民保護措置の実施準備、[2]武力攻撃災害発生への備え、[3]住民等への避難準備の呼びかけを行う。

○別紙第 5 避難段階の計画

- 鳥取県は、避難措置の指示に基づき、[1]避難方法の方針決定、[2]避難手段・経路の確保、[3]避難先での受入や救援の準備等を行う。
- 特別の運送方法を必要とする高齢者や障害者等の避難については、関係機関の協力を得て、航空機の使用など県が一元的に運送を手配・調整する。
- 避難にあたっては、自家用車は原則使用しないこととする。

○別紙第 6 避難生活段階の計画

- 鳥取県は、避難先での避難住民等の生活を確保するため、医療等提供計画、搬送計画、し尿処理計画、応急教育計画等に基づき、救援を行う。
- 救援等を円滑に行うため、必要に応じて、補給支援センターを設置し、緊急物資集積地域の設定等を行うことによって、避難先地域等への補給を支援する。

○別紙第 7 復帰段階の計画

- 鳥取県は、復帰にあたっては、避難住民復帰計画に基づき、避難住民の復帰を行う。
- 復帰支援センターを設置して、避難住民の復帰を支援する。

○別紙第 8 生活再建段階の計画

- 鳥取県は、復旧・復興にあたっては、復旧・復興計画を定めて実施する。
- 復旧を実施する際には、ライフライン関係の復旧を重視する。復興を実施する際には、県民のくらしの再建、安全な生活環境づくり、雇用の確保・事業の再開等を重視する。

○別紙第 9 避難受入段階の計画

- 鳥取県は、避難住民等の受入、配分等を決定し、必要な救援を行う。
- 関係機関と連携し、市町村による避難住民等の受入と受入地域住民への周知についての支援を行う。

島根原子力発電所1号機の廃止措置計画に関する認可について

平成29年4月21日
原子力安全対策課

平成27年4月30日に営業運転を終了した島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可申請に係る原子力規制委員会の審査が終了し、4月19日に認可され、同日、中国電力から鳥取県に安全協定に基づき報告がありました。

中国電力は、廃止措置計画の認可申請について、事前に安全協定に基づいて計画等の報告を行い、本県、米子市、境港市は、平成28年6月17日付けの回答の中で最終的な意見を留保し、審査結果の説明を受けてから、県、米子市及び境港市で協議の上で提出することとしていました。

1 中国電力からの報告

- (1) 日 時 4月19日（水） 午後4時30分から同43分まで
- (2) 場 所 鳥取県庁危機管理局長室（第二庁舎3階）
- (3) 対応者 中国電力(株) 島根原子力本部副本部長（執行役員鳥取支社長） 天野浩一
鳥取県（知事代理） 危機管理局長 安田達昭

(4) 報告の内容

- ア 島根原子力発電所1号機廃止措置計画が4月19日に認可された。
- イ 認可を受けた廃止措置計画の概要。
- ウ 回答の条件でいただいた意見・要請に対して真摯に取り組む。
- エ 島根原子力発電所内に「廃止措置・環境管理部」を新設する予定。

(5) 県からの申し入れ

- ア 原子力規制委員会の審査結果について、県民、米子市、境港市、鳥取県及びそれぞれの議会、また県の原子力安全顧問に対して詳細かつ丁寧に説明すること。
- イ 安全を第一義として、県の原子力安全顧問の審査、県議会、米子市、境港市との協議等により、県としての判断を取りまとめる。
- ウ 立地自治体と同等の対応を行い、また立地のみならず周辺地域の意見を踏まえた判断、対応をすること。
- エ 廃止措置に関して県民の皆様が不安を持つことがないよう、安全を第一義とし、また福島事故を忘れることなく誠実に、事業者としての責任を全うすること。

2 知事コメント

- まずは、認可された廃止措置計画について、原子力規制委員会と中国電力から詳細な説明を求める。
- 今後、安全を第一義として、県原子力安全顧問の審査を行った上、県議会や米子市、境港市と協議し、県の回答を取りまとめていく。
- 国・中国電力は、立地のみならず、周辺地域の意見も踏まえ廃炉判断を行うべきであり、あり、地元自治体・住民等への説明責任を果たすべき。

3 認可された廃止措置計画の内容等

(1) 認可された廃止措置計画の内容

平成28年7月4日の島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可申請について、原子力規制庁は、原子炉施設の解体、保有する核燃料物質の譲渡、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によって汚染された物の廃棄等が原子力規制委員会規則で定める基準に適合しているかどうかを審査。

本年2月14日、これまでの審査内容を申請書に反映させた補正書を提出した。

（補正書の内容）

申請内容を大きく変更するものではなく、既申請の廃止措置計画の明確化のため、島根原子力発電所2号機に影響を及ぼさないよう廃止措置を実施する旨の追加、使用済燃料プールの水全喪失時における燃料の健全性等の評価等の追記や記載の充実等。

(2) 原子力規制委員会による審査

ア 審査の概要

審査は原子力規制庁において審査面談の形で進められた。

約9か月間の審査、ヒアリング23回、現地調査1回。

イ 審査状況の確認

- ・その都度審査内容について中国電力から説明を受けた。
- ・中国電力は関係自治体に対して説明会を6回実施（公開、一般傍聴可）。
- ・平成28年8月17日には鳥取県知事が現地を視察。

4 安全協定に基づく今後の対応

このたびの中国電力からの認可報告を受けて、今後、県は、安全協定に基づき、審査結果について中国電力等から説明を受け、県原子力安全顧問の審査の後、原子力安全合同対策会議の意見を聞き、米子市、境港市及び県議会と協議を経て県の最終的な意見を中国電力に回答する。

中国電力は、本県等の安全を第一義とした検討結果の回答を受けた後、廃止措置作業に着手することになります。

<参考> 廃止措置の主要な手順

廃止措置の実施区分	主な作業
解体工事準備期間 (約6年)	燃料搬出、汚染状況の調査、放射性物質による汚染の除去、安全貯蔵、放射線管理区域外の汚染のない設備の解体撤去
原子炉本体周辺設備等解体撤去期間 (約8年)	燃料搬出、安全貯蔵、原子炉本体を除く設備の解体撤去
原子炉本体等解体撤去期間 (約8年)	原子炉本体等の解体撤去
建物等解体撤去期間 (約8年)	放射線管理区域の解除、建物等の解体撤去

(別紙)

1 島根原子力発電所1号機の廃止措置について（回答）（写）

【平成28年6月17日付け：中国電力に対する留保回答】

2 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画審査一覧

(写)

第 201600047798 号
防起第 622 号 - 1
受 境 自 第 3 3号
平成 28 年 6 月 17 日

中国電力株式会社
取締役社長 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

島根原子力発電所 1号機の廃止措置について（回答）

平成 28 年 4 月 28 日付島原本広第 82 号、同第 83 号及び同第 84 号で報告のあったことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、別紙のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

別紙

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出する。
- 2 廃止措置の各段階に係る一連の手続に際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果（審査状況及び審査により変更・追加した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 5 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 6 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 7 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。
- 8 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用については、事業者として必要な負担を行うこと。

島根原子力発電所1号機の廃止措置計画審査一覧

回数	開催年月日	議題	常任委員会報告日 (通算回数)
1回目	H28.7.20	廃止措置計画認可申請書の概要	H28.8.19(1)
2回目		使用済燃料の健全性、使用前検査及び溶接安全管理審査未了案件の取扱い	
3回目	H28.7.27	廃止措置計画認可申請書	
4回目	H28.8.3	廃止措置計画認可申請書	
5回目	H28.8.24	廃止措置計画認可申請書	
6回目	H28.8.26	使用済燃料の健全性	H28.10.7(2)
7回目	H28.9.14	今までに受けたコメント内容及び今後の進め方等	
8回目	H28.9.28	今までに受けたコメントの整理	H28.11.28(3)
9回目	H28.10.5	使用前検査及び溶接安全管理審査の検査未了案件の扱い、今までに受けたコメントへの回答	
10回目	H28.10.12	今までに受けたコメントへの回答	H28.11.28(3)
11回目	H28.10.19	使用済燃料の健全性	
12回目	H28.10.21	今までに受けたコメントへの回答	
13回目	H28.10.28	維持対象設備、今までに受けたコメントへの回答	
14回目	H28.11.11	維持対象設備	H29.2.24(5)
15回目	H28.11.25	ディーゼル発電機の維持台数	
16回目	H28.12.9	ディーゼル発電機の維持台数、維持対象設備	H29.1.19(4)
17回目	H28.12.16	ディーゼル発電機の維持台数、維持対象設備、使用済燃料の健全性	
一	H28.12.21～22	現地調査	
18回目	H29.1.18	今までに受けたコメントへの回答	H29.2.24(5)
19回目	H29.1.20	今までに受けたコメントへの回答、維持対象設備	
20回目	H29.2.7	新燃料の譲渡しに伴う発電所作業時の安全措置	
21回目	H29.3.3	維持対象施設	
22回目	H29.3.31	燃料集合体落下事故時の放射性物質放出量評価方法	
23回目	H29.4.5	燃料集合体落下事故時の放射性物質放出量評価方法	

原子力災害対策指針の改正について

平成29年4月21日
原子力安全対策課

原子力災害対策指針が、平成29年3月22日の原子力規制委員会において、パブリックコメントの結果を踏まえ改正されました。また、この改正に併せて「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」も改訂されました。

原子力災害対策指針は、原子力災害対策特別措置法に基づき作成されるものであり、原子力災害対策の専門的・技術的事項についてまとめられたものです。今後、訓練の教訓等と併せて県地域防災計画等に反映していきます。

1 主な改正内容

(1) 核燃料施設等に係る原子力災害対策重点区域の範囲の変更

燃料加工施設、再処理施設、廃止措置中の原子炉施設、試験研究用等原子炉施設に関して、施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮して、原子力災害対策重点区域を設定する。

(2) 核燃料施設等に係る緊急事態区分と防護措置等の枠組みの決定

発電用原子炉施設に係る緊急事態区分と防護措置等の枠組みを基礎としつつ、核燃料施設等の特性や原子力災害対策重点区域の範囲に応じた原子力事業者、地方公共団体、国における対応の枠組みを定める。

2 今回の改正のうち本県に関連する事項

(1) 人形崎環境技術センターの原子力災害対策重点区域の見直し

ア E P Z（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）約500m → P A Z（予防的防護措置を準備する区域）なし、U P Z（緊急時防護措置を準備する区域）なし

- ・ IAEA（国際原子力機関）の基準に基づいて評価を行い、ウラン加工施設としてウラン235の取扱量が少ないため。（0.008テラベクレル未満）
- ・三朝町は、原子力災害対策重点区域を有しないが原子力事業所の敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、防災体制を構築する区域として新たに位置付けられた。

※原子力災害特別措置法上の権限（防災業務計画の協議、立入調査等）も変更なし
・原子力防災対策に要する経費についても、引き続き財政措置がなされることを確認。

〔参考：原子力規制庁の考え方 H29.3.22 原子力規制委員会説明資料（抜粋）〕

○今般の改正においては、原子力災害対策重点区域の設定を要しないとした原子力事業所が所在する地方公共団体等については、原子力災害対策重点区域の設定は要しないものの、敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、敷地外への影響がないことの確認等のための緊急時モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を、地域防災計画（原子力災害対策編）に定め、平時から構築しておく必要がある。

○また、この原子力事業所が所在する地方公共団体等には、地域の実情に応じ、隣接市町村及び同市町村を包括する道府県を含む。

イ 緊急事態区分ごとに事業者、国、地方自治体が行う防護措置等が明確化された。

ウ その他

- ・ウラン加工施設の緊急時モニタリングの実施項目、機器整備の明確化
- ・6フッ化ウランの放出事故に対応し、フッ化水素を測定する体制を整備

(2) 廃止措置認可を受けた発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域の見直し

照射済燃料集合体（使用済燃料）が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が認めた場合の原子力災害対策重点区域の変更（U P Z 30km → U P Z 5km）

※島根原子力発電所1号機に適用された場合は、2号機のU P Z（30km）に包含される。

平成29年度における原子力防災の普及啓発事業について

平成29年4月21日
原子力安全対策課

原子力防災対策については、原子力災害の特殊性に鑑み、住民が放射線及び防護対策に関する正しい知識を持つことが重要であることから、平成29年度の普及啓発活動を以下のとおり行います。

1 原子力防災講演会

(1) 目的等

放射線や放射線防護などについて学び、県民が原子力災害時に適切な対応や行動がとれるようになるため、県民や防災関係機関の職員等を対象とした原子力防災講演会を開催する。

(2) 開催場所 米子市、境港市、倉吉市、鳥取市（計4回、いずれも6月～7月頃に開催予定）

(3) 内容 放射線の基礎知識、放射線被ばくと人体への影響

2 原子力防災現地研修会（見学会）

(1) 目的等

島根原子力発電所の安全対策及び防災対策の現状や原子力発電の仕組みを理解していただくため、県民を対象とした島根原子力発電所等の現地研修会（見学会）を計3回計画している。

(2) 開催内容

ア 開催予定 ①4月23日（日）、②8月6日（日）（※小・中学生を対象）、③10月下旬

イ 対象者等 一般県民、参加費無料、定員：各回40名

ウ 見学内容

①島根県原子力防災センター（オフサイトセンター）

放射線及び原子力発電の基礎知識、鳥取県の原子力防災対策等、施設見学など

②中国電力（株）島根原子力発電所、島根原子力館

島根原子力発電所の安全対策、発電所構内見学（バス車内から）など

3 避難先及び避難経路確認訓練

広域住民避難計画に対する理解促進及び避難先での生活に対する不安軽減を図るため、避難経路、避難退避時検査会場、避難先施設等を確認する訓練を米子市、境港市と共同実施する。

4 平成28年度原子力防災訓練DVD

住民避難訓練の実施状況や防災関係機関の活動状況を約25分の映像に編集し、県ホームページで公開している。ナレーションや図での解説に加えバリアフリー字幕対応としており、聴覚障がいの方にも御覧いただける。（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20362>）

5 冊子「とっとりの原子力防災2017」

県の取り組みの透明性の確保や原子力に関する住民の正しい知識と安心・安全の確保に繋がることを目的として、本県の原子力防災対策、安全対策等を取りまとめ、県ホームページで公開している。

・原子力防災対策、安全対策、島根原子力発電所・人形峠環境技術センターの概要 等

（<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=6314>）

6 原子力防災ハンドブック（平成29年度版）…平成29年3月21日常任委員会報告済

原子力災害時における適切な対応の手引きとして、緊急時の対応のほか、日ごろの備え、放射線の基礎知識等を掲載し、H29.4月上旬にUPZ内（緊急時防護措置を準備する区域：概ね30km）全戸に配付済。※県HPでも公開（<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=6284>）

平成28年度原子力防災連絡会議の開催結果について

平成29年4月21日

原子力安全対策課

福島第一原子力発電所で発生した原子力災害を踏まえ、島根原子力発電所に係る防災体制の見直しについて、鳥取県等の30km圏内自治体（2県6市：鳥取県、島根県、米子市、境港市、松江市、出雲市、雲南市、安来市）の防災担当責任者が連携して協議する原子力防災連絡会議が以下のとおり開催されました。

今回は、平成28年度の両県の原子力防災対策の取組状況を共有し、引き続き2県6市が連携して原子力防災対策に取り組んでいくことを確認しました。また、中国電力（株）から島根原子力発電所2号機における中央制御室空調換気系ダクト腐食事案について説明がありました。

1 日時

平成29年3月27日（月）午後3時30分～5時

2 場所

島根県原子力防災センター（松江市内中原町）

3 出席者

城平危機管理局長（当時）

※構成員は、2県6市の防災担当部局長、鳥取県・島根県両県警察本部警備部長

その他オブザーバー（中国電力（株）等）

4 内容等

（1）平成28年度の原子力防災対策に関する取組状況の共有

ア 鳥取県

（ア）広域避難について

鳥取県西部エリアの避難誘導等を円滑に行うため、平成29年5月下旬に新築移転される琴浦大山警察署（琴浦町）に常設の実動機関調整所を設置し、実動4機関（警察、消防、自衛隊、海上保安庁）の担任業務や担任エリアの共同調整を行う。

（イ）モニタリング体制の整備

県内のモニタリングポストの設置状況及び緊急時モニタリング計画の策定状況。

（ウ）原子力防災訓練の実施

昨年11月14日、19日に2県6市が連携し、実施した原子力防災訓練の実施結果を説明。訓練の検証結果等を踏まえ、PDCAサイクルにより、引き続き地域防災計画・広域住民避難計画の実効性の向上を図る。

（エ）放射線防護対策の実施

平成25、26年度に放射線防護対策を講じた3施設に対して、屋内退避の実施に必要となる資機材（防護服、簡易測定器）や物資（飲料水、備蓄食糧）を備蓄。

※放射線防護対策

原子力災害発生時に速やかな避難が困難な病院の入院患者や社会福祉施設の入所者等が屋内退避ができるよう、既存施設に次のような機能を付加。

・外気の吸入口に放射性物質を除去するフィルターの設置

・建物内の気圧を外部より高めることによる放射性物質の進入防止 等

（オ）安定ヨウ素剤の備蓄及び服用体制

新たに開発された乳幼児用ゼリー剤を備蓄。

（カ）普及啓発の取組

原子力防災講演会、現地研修会、避難先確認訓練の実施。

イ 島根県

避難退域時検査及び簡易除染実施計画の策定。

（2）その他

中国電力（株）が、平成28年12月8日に確認された島根原子力発電所2号機における中央制御室空調換気系ダクト腐食について、原因及び対策等についての説明と、今後、原子力規制委員会の確認を受けることを説明した。

原子力災害時におけるバスによる緊急輸送等に係る鳥取県、島根県及び
中国5県のバス協会との協定の締結について

平成29年4月21日
原 子 力 安 全 対 策 課

原子力災害が発生した場合の避難手段の確保を目的として、島根県と連携し、中国5県のバス協会と緊急輸送等に関する協定を締結しました。本協定の締結により、関西広域連合で締結した協定と合わせて、中国地方各県のバス車両についても最大限有効かつ迅速に活用することが可能になりました。

1 協定の概要

(1) 協定の名称

原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定

(2) 協定締結者

- ・行政側 鳥取県、島根県
- ・バス協会 (一社) 鳥取県バス協会、(一社) 島根県旅客自動車協会、(公社) 岡山県バス協会、
(公社) 広島県バス協会、(公社) 山口県バス協会

(3) 協定締結日

平成29年4月17日

(4) 協定の内容等

- ・原子力災害時における住民避難に関して、鳥取県と島根県が中国5県のバス協会に対して協力要請を行った場合、バス協会の会員はバスによる緊急輸送等を行う。
- ・県はバス乗務員の安全確保のため、研修や防護資機材（防護服、個人線量計等）の整備を行う。
- ・その他費用負担、補償等について定める。

2 中国5県のバス保有状況（貸切バス）

鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	合 計
222台	302台	777台	1,139台	416台	2,856台

※鳥取県では、路線バスを含めると使用可能台数530台

3 協定の締結による効果

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）では、UPZの住民のうち3割がバスで避難することとしており、これに必要なバス台数を1,080台（25人乗車/台）としている。本協定の締結により、本県だけでは不足するバスについては、中国地方及び関西からの確保が可能となる。

また、緊急の場合においては、自衛隊等の実動機関における輸送も行われる。

なお、関西広域連合は同様の住民避難のバス確保に関する協定を、平成27年12月2日に締結している。

(参考)

【関西広域連合】大規模災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定

行政側	協定の締結先	主な内容
鳥取県、福井県、 三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県、徳島県、 関西広域連合 (11団体)	各府県バス協会（10団体） 保有数 貸切バス 6,597台 乗合バス 9,650台	バスによる緊急輸送の実施 ・被災者の輸送 ・要員、資機材の輸送等

原子力環境センターの設置について

平成29年4月21日
原子力環境センター

平成29年4月1日付で、「原子力環境センター」を設置したので、その概要を報告する。

1 「原子力環境センター」の組織化

- 原子力防災機能を一層高める原子力環境センターの機能強化（施設の増設）が、今年度内に完成することを踏まえ、その運用を的確に実施するための体制を整備する。
- 生活環境部と危機管理局の共管として設置する。
→ 環境放射線モニタリングを行う専門部署として一体的に活動する。
- 平常時の環境放射線モニタリングを行うとともに、緊急時モニタリング実施計画等に基づき、モニタリング要員の統括なども含め、原子力災害発生時における迅速かつ的確な環境放射線モニタリングを実施する。

2 設置式

(1) 開催日時・場所

平成29年4月4日（火）午後0時30分から40分

原子力環境センター（湯梨浜町南谷526-1）



(2) 出席者

知事、生活環境部長・次長、危機管理局長、原子力安全対策監
原子力環境センター職員

(3) 設置式次第

- ①開会 ②知事訓示 ③職員による抱負 ④閉会

3 体制

・所長	1名	（衛生環境研究所長が兼務）
・副所長	1名	（原子力安全対策課長が兼務）
・職員	11名	（衛生環境研究所 10名（非常勤職員2名含む）、原子力安全対策課 1名が兼務）
合計	13名	

4 整備の現状及び機能強化予定

(1) 現状

H28.1 平常時の放射線や放射性物質の測定体制を整備し、原子力災害時の防護措置の判断に必要となるモニタリング機能を備えた施設を設置した。

【主な機能】空間線量率や積算線量の監視、水・土壤等のヨウ素、セシウム等の濃度測定 等

(2) 機能強化予定

H29.11末 分析能力の強化（分析項目の追加、処理能力の増大、分析精度向上のための汚染防止機能の整備等）により、原子力災害時における放射能汚染や被ばく評価機能を強化するため、施設を増設する。

【主な機能】ストロンチウムの測定、高濃度の環境試料（水、土壤等）専用の前処理室、外部従事者の汚染検査及び除染 等

※概算事業費：5億円程度（放射線監視等交付金（国10/10）を活用）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施設計	→		
建築工事	—	→	
機器整備	—	—	→



5 その他

設置式に際しては、平成28年度に更新した新モニタリング車の展示を行った。